

自動車保有関係手続に関する ワンストップサービスの充実・拡充について

国土交通省自動車局

平成30年11月19日

II 各分野における規制改革の推進

1. 第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革

(4) 電子政府の推進による事業者負担の軽減

エ 軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップサービスの実現

【平成30年度検討・結論・措置】

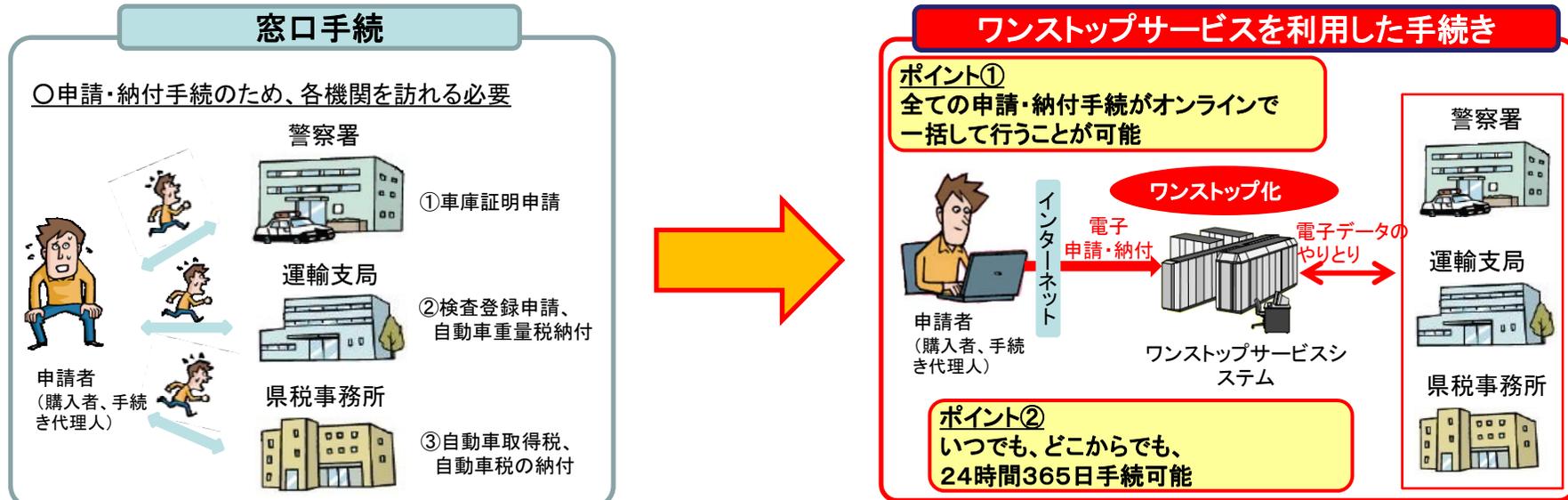
<基本的考え方>

軽自動車の保有に際し発生する検査、税の納付、保管場所の届出といった行政手続がオンライン・ワンストップで完結することとなれば行政手続コストの軽減が見込まれるが、現状では、関連する提出する書類の作成については行政書士のみが行うことができることとされており、ディーラーや指定整備工場が行うことは認められていない。既に、自動車保有関係手続については、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）の改正により、平成17年以降順次、行政書士法施行規則に定める団体経由でのオンライン・ワンストップでの手続が可能となっているところであり、軽自動車保有手続についても同様の手続を行うべきである。

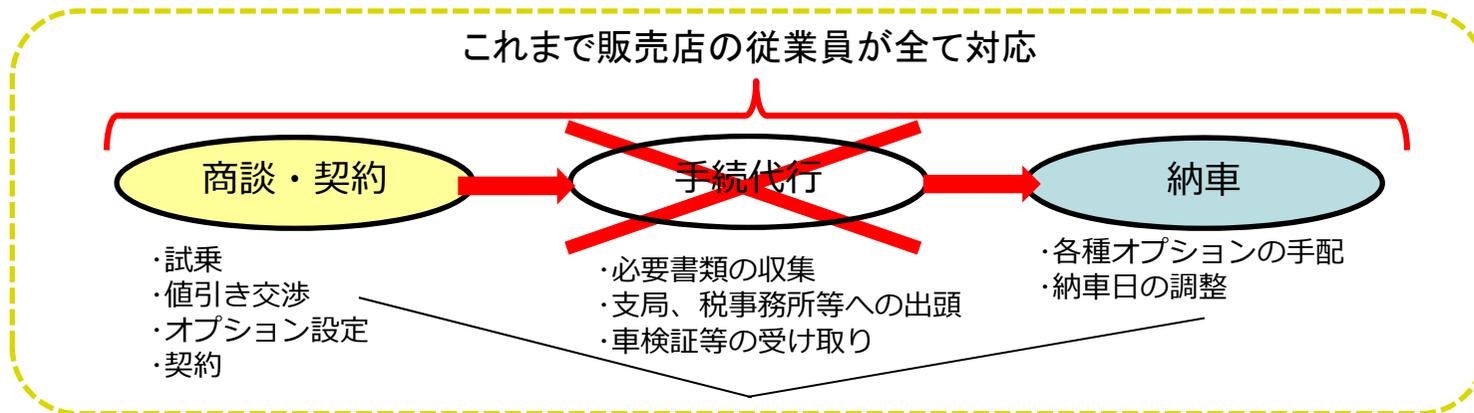
<実施事項>

国土交通省は、軽自動車保有手続についてもオンライン・ワンストップによる手続が可能となるよう、各方面と調整しつつ、まずは継続検査時におけるオンライン申請から取組を進める。こうした取組を踏まえ、総務省は、行政書士法施行規則を改正する。

○自動車(登録車)の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税の納税(県税))を、OSSによりオンライン一括で行うことが可能。



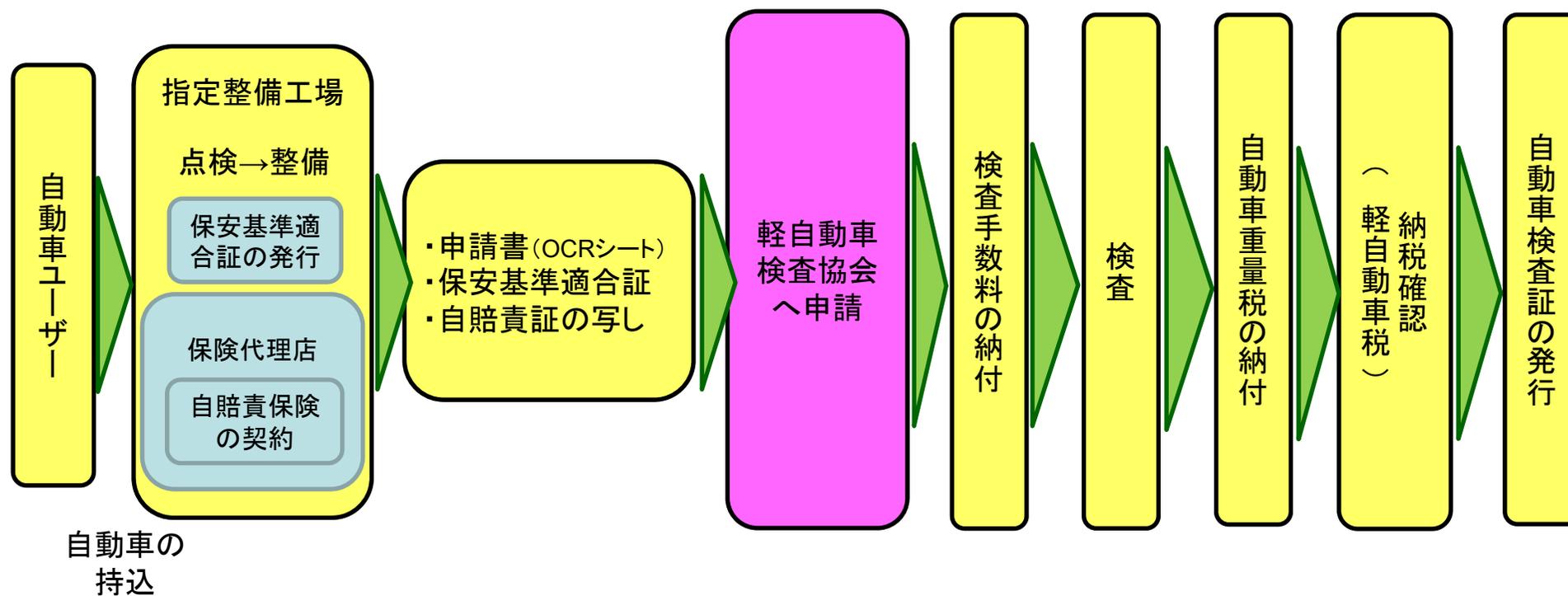
※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要



収益性の向上
働き方改革にも大いに貢献

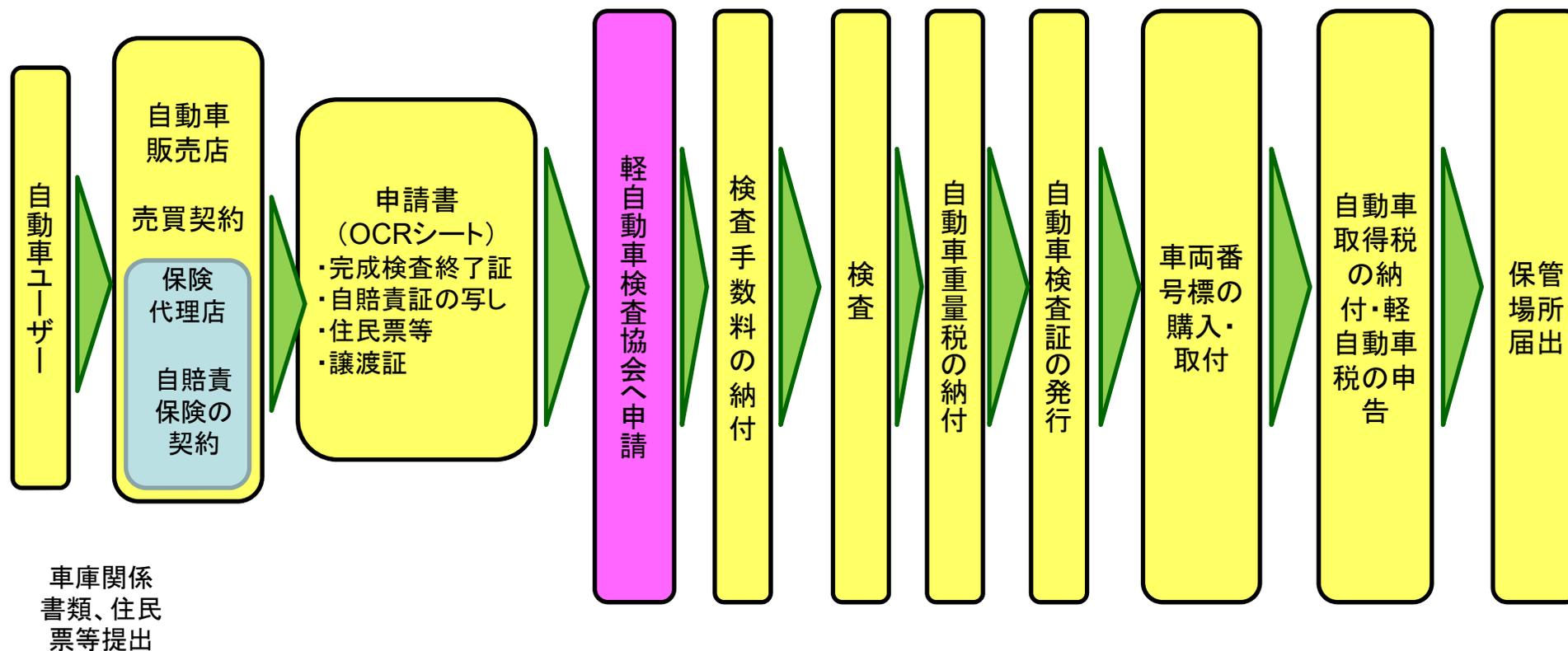
軽自動車の手続の流れ(継続検査)

【軽自動車の継続検査の流れ(窓口申請・指定整備)】



軽自動車の手続の流れ(新規検査)

【軽自動車の新規検査の流れ(窓口申請・型式指定車)】



行政書士法の業務制限について

行政書士法（抄）（昭和26年2月22日法律第4号）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

自動車検査証の電子化に関する検討会

- 自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)は、新車新規について平成17年より、継続検査について平成29年よりサービスを開始したものの、更なる利用の促進(※)が必要。
- OSS申請を行ってもなお残る自動車検査証の受取りのための出頭の必要性を解消するため、自動車検査証の電子化により、物理的移動を不要化し、申請者負担の大幅な軽減を実現。
- あわせて、電子化した自動車検査証の将来的な活用のあり方についても検討。

※平成29年度のOSS利用率 > 新車新規: 31.3%(94.0万件)
> 継続検査: 1.9%(28.9万件)

1. 主な検討項目

- ① 自動車検査証の電子化の方式
- ② 国・民間事業者等における運用体制の確保
- ③ 導入時期・コスト 等

2. スケジュール

- | | |
|----------------------|---|
| 第1回
【平成30年9月5日】 | ①自動車保有関係手続きの現状、②自動車検査証電子化の目的・効果、③自動車検査証の利用状況、④検討事項(案) 等 |
| 第2回
【平成30年10月1日】 | ①関係団体等ヒアリング、②行政情報等の電子化の国内事例 等 |
| 第3回
【平成30年10月31日】 | ①自動車検査証の電子化の基本コンセプト策定に向けた論点整理、②自動車検査証の電子化に関する海外事例 等 |
| 第4回
【平成30年11月12日】 | 中間とりまとめ(案)
※ パブリックコメント実施後、平成31年1月18日に「中間とりまとめ」を公表 |
| 第5回
【平成31年1月21日】 | 技術的要件の検討 |

3. 委員等構成員

<有識者>

- | | |
|-------|-----------------------|
| 石田 東生 | 筑波大学 名誉教授 |
| 大山 永昭 | 東京工業大学科学技術創世研究院 教授 |
| 川端 由美 | 自動車ジャーナリスト |
| 坂 明 | (一財)日本サイバー犯罪対策センター 理事 |
| 新保 史夫 | 慶應義塾大学総合政策学部 教授 |
| 関 哲朗 | 文教大学情報学部情報社会学科 教授 |

<関係団体>

- 自動車技術総合機構、軽自動車検査協会
- (一社)日本自動車販売協会連合会
- (一社)日本中古自動車販売協会連合会
- (一社)全国軽自動車協会連合会
- (一社)日本自動車工業会
- (一社)日本自動車整備振興会連合会
- (一社)日本損害保険協会
- (一財)自動車検査登録情報協会、(一社)全国自動車標板協議会
- OSS都道府県税協議会、日本行政書士会連合会

<行政機関>

- 内閣官房IT総合戦略室
- 警察庁交通局
- 総務省自治税務局
- 国土交通省総合政策局

〔平成30年6月15日
閣議決定〕

第2 具体的施策

I. Society5.0の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

〔3〕「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

i) 旗艦プロジェクトの推進

①個人向けワンストップサービスの実現

- ・個別手順のみに着目した従来の「縦割り」型のオンライン化から脱却し、徹底した利用者視点に立ち、多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化を強力的に推進する。
- ・具体的には、同じ内容について複数の異なる窓口での手続を強いられている「引越し」や「死亡・相続」については、それぞれ来年度から、「介護」については本年度から、順次サービスを開始する。
- ・自動車保有関係手続に関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進、引越しワンストップサービス等との連携、軽自動車保有関係手続のワンストップ化に取り組む。

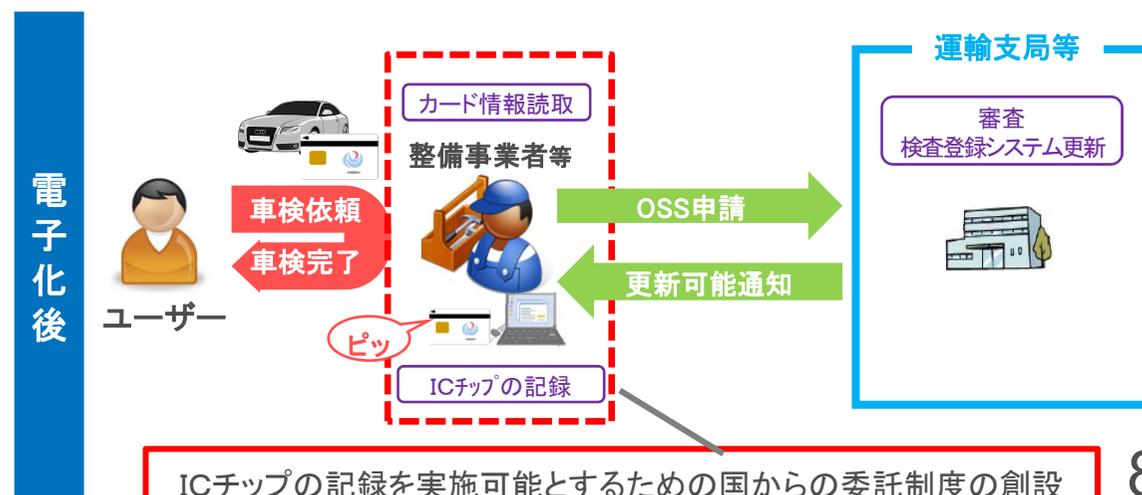
自動車検査証電子化の基本コンセプトの概要

- 自動車検査証の受取りのための来訪を不要とするため、整備事業者等の手続代行者において自動車検査証情報を更新できるよう、
 - ① 自動車検査証をICカード化すること (現行の自動車検査証情報はICチップに記録)
 - ② 国からの事務の委託制度を創設すること
- とし、2022年度の実現を目指す。

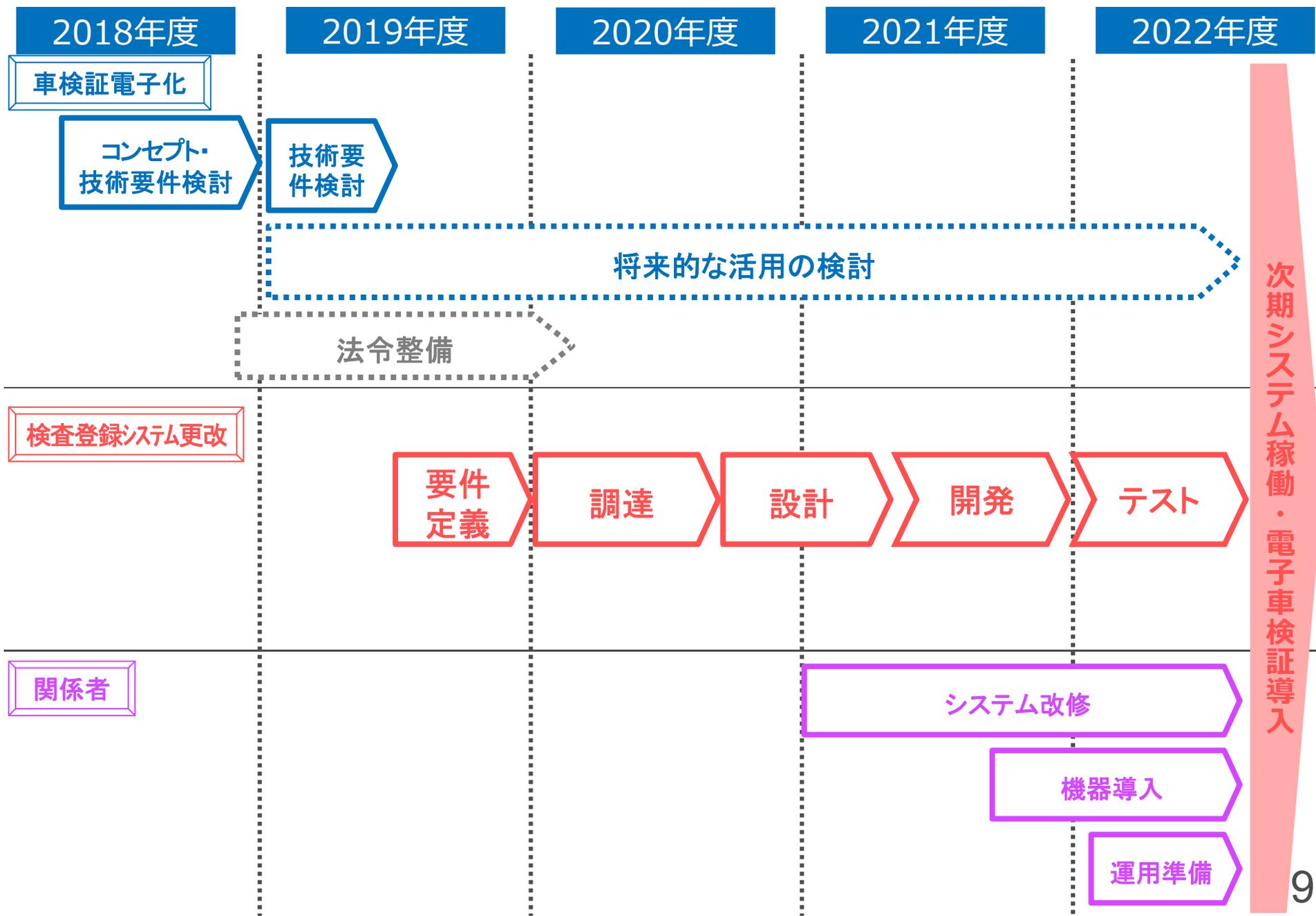
1. 自動車検査証のICカード化



2. ICチップの記録事務の委託



自動車検査証の電子化に向けた検討スケジュール



次期システム稼働・電子車検証導入